

令和2事業年度

事業報告書



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

(目次)

1. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等.....	3
2. 法人プロフィール.....	5
(1) 法人の目的.....	5
(2) 業務内容.....	5
(3) 沿革.....	5
(4) 設立根拠法.....	5
(5) 主務大臣（主務省所管課）.....	5
(6) 位置付けと役割.....	6
(7) 組織体制.....	8
(8) 事務所の所在地.....	9
(9) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況.....	9
(10) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較.....	9
(11) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画（法人単位）.....	10
3. 中長期目標.....	13
(1) 概要.....	13
(2) 一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報.....	13
4. 中長期計画及び年度計画.....	14
5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉.....	16
(1) ガバナンスの状況.....	16
(2) 内部統制等の運用に関する情報.....	17
(3) 役員等の状況.....	20
(4) 職員の状況.....	21
(5) 重要な施設等の整備等の状況.....	21
(6) 純資産の状況.....	21
(7) 財源の状況.....	21
6. 業績の適正な評価の前提情報.....	22
7. 業務の成果と使用した資源の対比.....	26
(1) 自己評価.....	26
(2) 当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況.....	28
8. 予算と決算との対比.....	29

9. 財務諸表（要約した法人単位財務諸表）	30
(1) 貸借対照表.....	30
(2) 行政コスト計算書.....	30
(3) 損益計算書.....	31
(4) 純資産変動計算書.....	32
(5) キャッシュ・フロー計算書.....	32
10. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報.....	33
(1) 貸借対照表.....	33
(2) 行政コスト計算書.....	33
(3) 損益計算書.....	33
(4) 純資産変動計算書.....	33
(5) キャッシュ・フロー計算書.....	34
11. 参考情報.....	35
(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明	35
(2) 主な広報活動.....	37

1. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED: Japan Agency for Medical Research and Development) は、医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担い、「医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指し、基礎から実用化までの一貫した医療研究開発を推進し、研究開発の成果の普及と円滑な実用化を図っていきます。

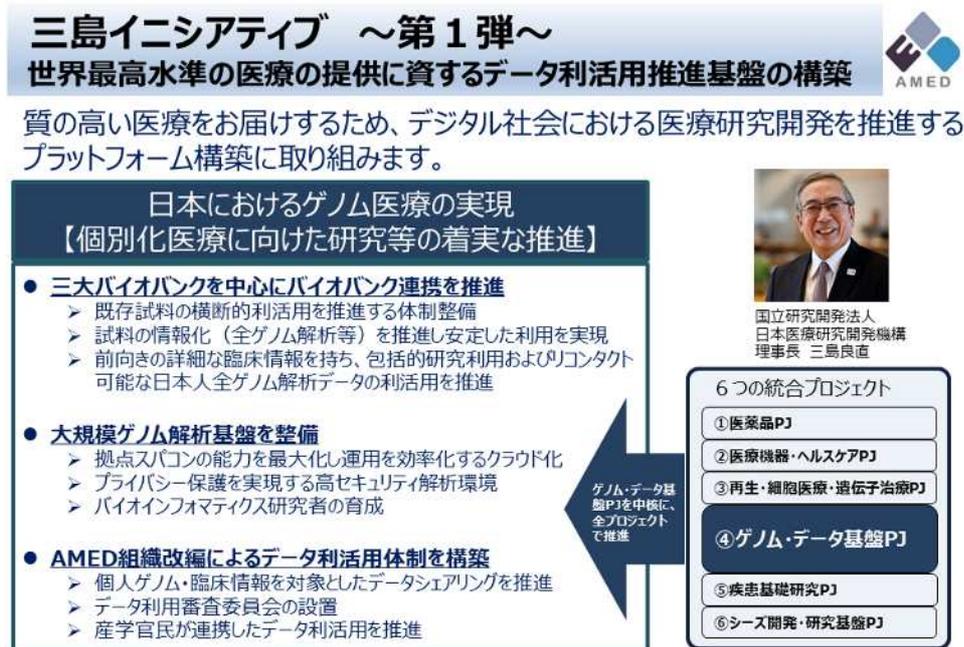


令和2年度から第2期中長期計画期間となり、6つのモダリティ(医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞・遺伝子治療、ゲノム・データ基盤、疾患基礎研究、シーズ開発・研究基盤)を軸にした統合プロジェクトにおいて、開発された新たな医療技術等を様々な疾患へ効果的に展開しています。また、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野(がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症等)に関連した研究開発は、6つの統合プロジェクトを横断する形で、統合プロジェクトのプログラムディレクター(PD)と疾患領域コーディネーター(DC)による執行管理の下で推進しています。

日本医療研究開発機構(AMED)の理念・運営方針・第2期推進方針

理念	AMEDは、医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担い、「医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指します。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎から実用化までの一貫した医療研究開発を推進し、研究開発の成果の普及と円滑な実用化を図ります。 ● 研究開発を推進する触媒となり、医療イノベーション創出への道を拓きます。 ● 研究成果の実用化に向けて産学連携の支援を行います。 ● 海外機関と連携して国際動向を踏まえた共同研究を推進します。 ● 研究費の効果的な運用や業務の効率化について改善を続けます。 ● 適正な研究実施のための不正防止や法令遵守に取り組みます。
第2期推進方針	<p>新型コロナウイルス感染症対策のための研究開発 新型コロナウイルス感染症対策に係る研究開発等として、令和2年度補正予算及び調整費等を用いて、診断法開発、治療法開発、ワクチン開発等を迅速かつ着実に取り組む。</p> <p>政府との協調・協働 医療分野研究開発推進計画の決定により大きな方向性を定めていく政府と、その実現に向けファンディングエージェンシーとして研究開発に責任を持つAMEDという大きな役割分担を互いに尊重しつつ、しっかりとした協調・協働関係を形成する。</p> <p>体制・運営の強化 第1期5年間に於いて「国民が健康な生活及び長寿を享受できる社会の形成に向けて、世界最高水準の医療の提供に資するための医療分野の研究開発の推進を支援していく」という方針のもと、得られた成果と今後の課題をしっかりと検証しつつ、第2期ではより円滑に力強い体制と運営を目指す。</p> <p>国際競争力の向上 2012年からの6年間、東京工業大学の学長として大学の教育・研究力を世界トップレベルに持ち上げるための大胆な改革を実現させた組織運営の経験を生かして、健康・医療分野での国際競争力の向上を目指す。</p> <p>異分野融合、科学技術系シンクタンクとの連携強化 医療分野の研究開発はもはや医学・薬学に限らず、理学・工学、そして統計学・情報学、さらに社会科学・心理学、人間行動学など幅広い学問分野を背景に進められるべきであり、JST-CRDSやNEDO-TSCなどの科学技術系シンクタンクとの連携という観点からもAMEDの今後のあり方とマネジメントについて新しい視野を持って取り組む。</p>

また、第2期の推進方針として5項目を掲げ、AMED の今後のあり方とマネジメントについて新しい視野を持って取り組んでいるところです。



例えば、令和 2 年度の AMED において、いまだ感染の拡大が続く新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について、研究開発支援を迅速に行うことは、最も重要な課題の一つでした。COVID-19 のパンデミック宣言から現在までに、1. 分子疫学・病態解明、2. 診断法・検査機器開発、3. 治療薬開発、医療機器開発、4. ワクチン開発、5. 基盤的な研究などの支援に加え、感染症対策の国際展開や産業支援など、緊急性の高いものからスピード感を持って研究開発支援を実施し、すでいくつかの成果を挙げているところです。いち早く国民の皆様はその成果をお届けできるよう、引き続き、COVID-19 対策に関連する研究開発支援を強力に進めてまいります。

また、「三島イニシアティブ」と銘打ち、重点的推進方針の第1弾として、世界最高水準の質の高い医療を提供するためのデータ利活用推進基盤の構築を目指すことを打ち出しました。患者様に新たな治療を提供するといった個別化医療の実現に向けた研究基盤を整備し、「日本におけるゲノム医療の実現」を目指すため、三大バイオバンクを中心としたバイオバンク連携の推進等に取り組んでいます。

これらを始めとしてこれからの医療関係の研究開発を推進するためには、医学・薬学に留まらない幅広い分野との融合研究が必要となることも認識しつつ、AMED の今後のあり方とマネジメントについて、新しい視野を持って取り組んでまいります。

この場をお借りしまして、皆様には、日頃から当機構の業務運営にご理解とご協力をいただいていることに御礼申し上げますとともに、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 6 月 理事長

三島良直

2. 法人プロフィール

(1)法人の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法 第3条において、以下のとおり、規定されています。国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。

(2)業務内容

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法 第16条において、以下のとおり規定されています。機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1) 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 2) 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3) 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3)沿革

AMED は平成 27 年度に設立され、令和 2 年より第二期中長期計画期間に入っております。



(4)設立根拠法

健康・医療戦略推進法

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

(5)主務大臣(主務省所管課)

内閣総理大臣(内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室)[※]

文部科学大臣(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課)

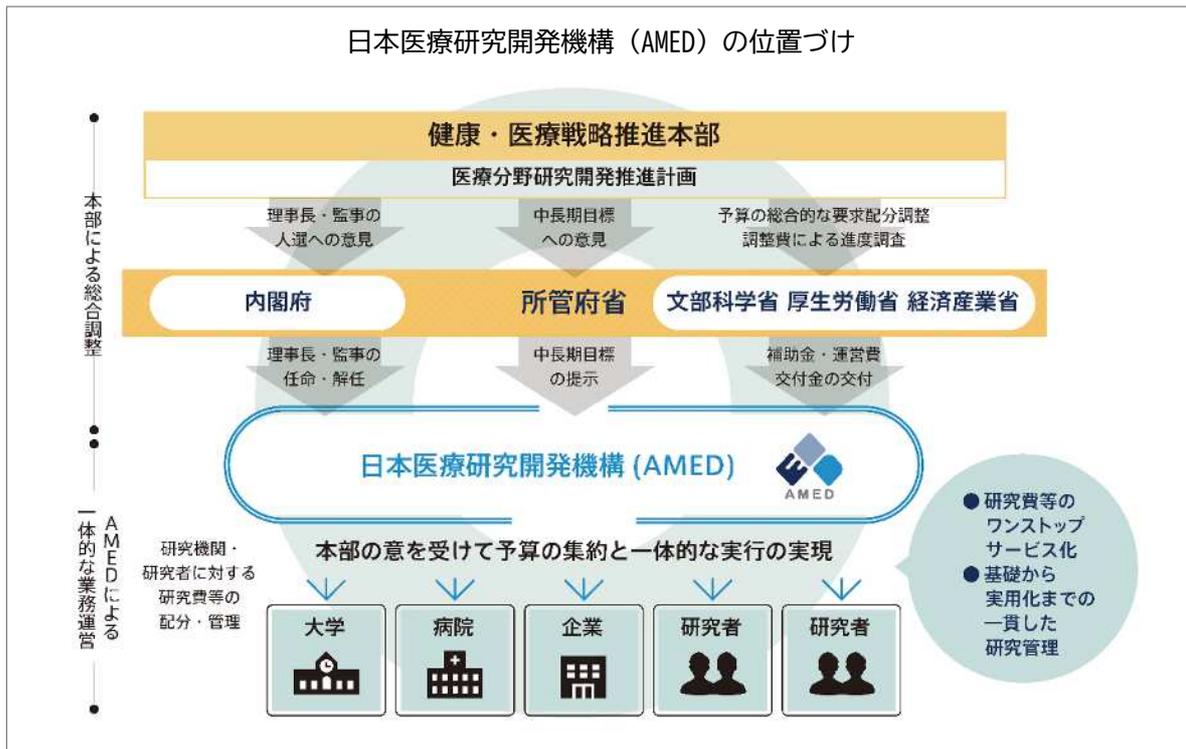
厚生労働大臣(厚生労働省大臣官房厚生科学課)

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループヘルスケア産業課)

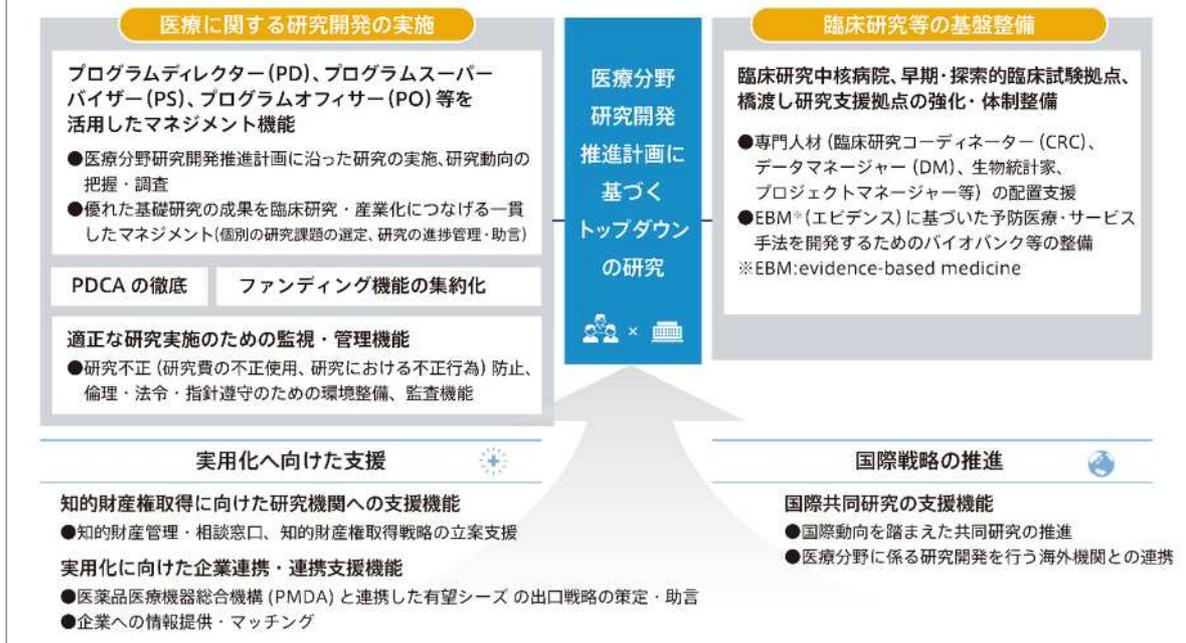
※令和 3 年 3 月末時点における情報です。4 月より、内閣府の組織編成に伴い、所管課は内閣府科学技術・イノベーション推進事務局日本医療研究開発機構担当室に変更となっています。

(6)位置付けと役割

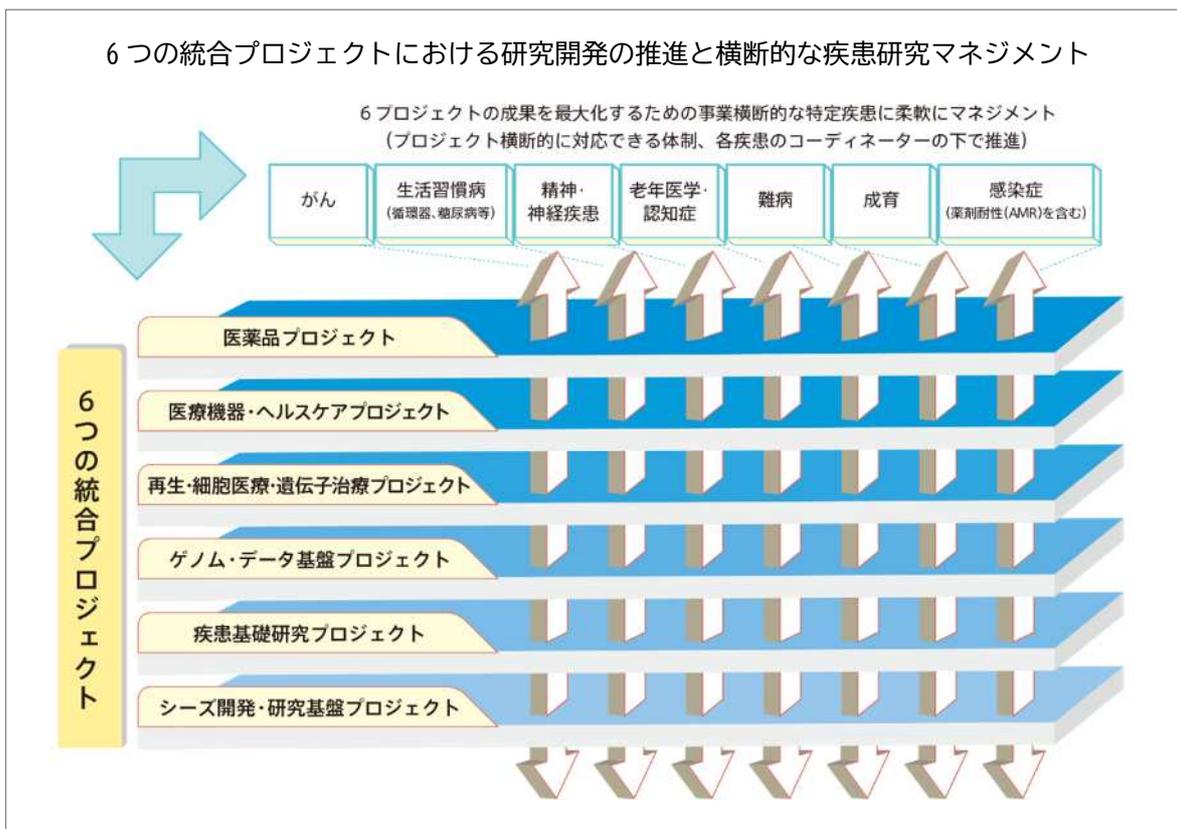
AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、政府が定める健康・医療戦略等に基づき、関係省庁に分散している研究費を集約し、研究開発支援のワンストップサービス化を行い、6つの統合プロジェクトを中心とする基礎から実用化までの一貫した研究管理を行います。プログラムディレクター (PD)、プログラムスーパーバイザー (PS)、プログラムオフィサー (PO) による事業管理を通じたマネジメント機能の高度化をはじめとした医療に関する研究開発の実施及び臨床研究等の基盤整備に加え、産業化に向けた支援、国際戦略の推進を行っています。



日本医療研究開発機構 (AMED) が果たすべき機能

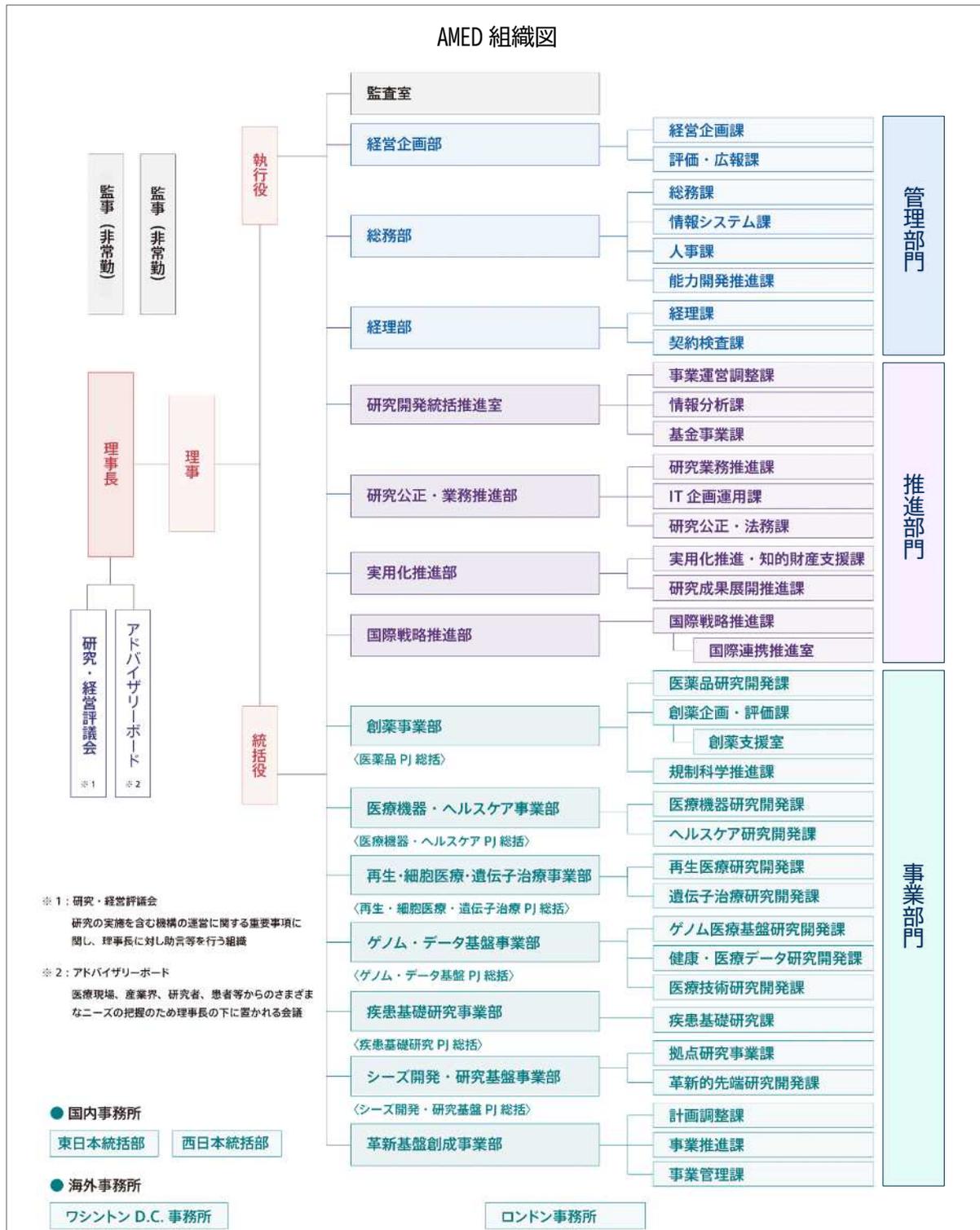


また、AMED が推進する研究開発は、6つの統合プロジェクトに基づいて推進されますが、わが国における社会課題として主要な7疾患領域(がん、生活習慣病(循環器、糖尿病等)、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症(薬剤耐性(AMR)を含む))に関しても、豊富な経験を有する疾患領域コーディネーター(DC)を配置し、十分な配慮をしつつ、事業運営に努めます。DC は、担当する疾患領域関連事業における高度な専門的知見をもって、疾患領域関連事業間の連携方策や今後のあり方等について提案・助言を行い、医療研究開発の推進およびその成果の円滑な実用化を推進しています。詳細は、23～24 ページをご覧ください。



(7)組織体制

令和 2 年度における AMED の組織体制は以下の通りです。第 1 期中長期計画期間では、管理部門と事業部門の 2 部門体制でしたが、AMED が果たすべき役割を十分に担うとともに、事業運営にかかる横断的・共通的な事項に対応するため、推進部門を設置しました。令和 2 年度(第 2 期中長期計画期間)においては、下記組織図の管理部門(青色)、推進部門(紫色)、事業部門(緑色)の 3 部門による体制としています。また、6 つの統合プロジェクトを効果的に推進するため、各プロジェクトの総括を 6 つの事業部が担っています。



(8) 事務所の所在地

① 国内

本部	東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 20 階～24 階
東日本統括部	東京都中央区日本橋室町1-5-5 室町ちばぎん三井ビルディング 8階
西日本統括部	大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 11 階

② 海外

ワシントン D.C. 事務所	1140 Connecticut Avenue, Northwest, Suite 503, Washington, D.C. 20036 USA
ロンドン事務所	Salisbury House, London Wall, London EC2M 5QQ UK

(9) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

令和 2 年度においては、関連会社等に該当するものではありません。

(10) 主要な財務データ(法人単位)の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資 産	83,908	115,246	133,128	139,769	224,514
負 債	27,895	28,466	19,082	25,442	76,113
純資産	56,013	86,781	114,046	114,327	148,400
行政コスト	-	-	-	141,880	175,616
経常費用	147,151	151,068	148,101	138,053	175,590
経常収益	147,747	151,835	150,286	141,570	175,960
当期総利益	594	768	2,265	656	509

(注) 1. 各金額は単位未満四捨五入によっている。

2. 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策により国庫補助金及び政府出資金が措置されたことから、大きな増額となっている。

(11)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位)

①予算

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	5,955
政府出資金	0
医療研究開発推進事業費補助金	106,242
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	10,838
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	2,080
革新的研究開発推進基金補助金	370
寄附金収入	151
受託等収入	298
計	125,934
支出	
一般管理費	3,945
人件費	1,292
物件費	2,613
公租公課	40
事業費	47,384
物件費	47,384
医療研究開発推進事業費	106,242
保健衛生医療調査等推進事業費	10,838
中小企業医療研究開発推進事業費	2,080
受託等経費	298
計	170,787

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

②収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	152,370
経常費用	152,368
業務費	148,394
一般管理費	3,974
臨時損失	2
収益の部	152,474
経常収益	152,373
運営費交付金収益	5,585
補助金等収益	142,043
寄附金収益	237
受託業務収入	298
資産見返負債戻入	3,923
賞与引当金見返に係る収益	243
退職給付引当金見返に係る収益	42
財務収益	3
臨時利益	100
当期純利益	104
当期総利益	104

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

③資金計画

(単位：百万円)

区別	金額
資金支出	301,615
業務活動による支出	166,734
投資活動による支出	122,885
財務活動による支出	5,930
翌年度への繰越金	6,066
資金収入	301,615
業務活動による収入	125,940
運営費交付金による収入	5,955
業務収入	3
受託収入	298
国庫補助金による収入	119,531
寄附金収入	151
その他の収入	3
投資活動による収入	169,100
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	6,575

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

3. 中長期目標

(1)概要

①法人の使命

AMED は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことを目的としています。

②第2期中長期目標期間における取組等

これら AMED の使命や現状と課題等を踏まえ、第2期中長期目標期間においては、以下のことに取り組みます。

- AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野の研究開発において中核的な役割を果たす機関として、推進計画に基づき、産学官の中心となり、大学、研究開発法人その他の研究機関等と連携し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を引き続き実施していきます。
- この目的に資するため、適切な組織・人員体制を構築するとともに、第1期中長期目標期間中にあった統合プロジェクトについて、疾患を限定しないモダリティ等の統合プロジェクトに集約・再編し、6つの統合プロジェクト(①医薬品②医療機器・ヘルスケア③再生・細胞医療・遺伝子治療④ゲノム・データ基盤⑤疾患基礎研究⑥シーズ開発・研究基盤)とした上で、基礎から実用化まで一貫した研究開発支援を行います。
- 6つの統合プロジェクトについては、モダリティ等を軸とした統合プロジェクトとし、AI などデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開します。その際には、「予防／診断／治療／予後・QOL」といった開発目的を明確にしつつ研究開発を進めます。
- 疾患領域に関連した研究開発はモダリティ等の統合プロジェクトの中で推進するが、プロジェクト間の連携を常時十分に確保し、特定の疾患ごとに柔軟にマネジメントを行います。
- 加えて、より速やかな研究成果の実用化・医療への展開のため、統合プロジェクト間の研究成果の展開を進めるとともに、他の資金配分機関、インハウス研究機関や民間企業など、関連する研究を実施している研究機関や産業界等との連携・分担を図りつつ、研究開発を推進します。

(2)一定の事業等のまとめりとごとの区分に基づくセグメント情報

AMED は、中長期目標等における一定の事業等のまとめりとごとの区分に基づきセグメント情報を開示しています。具体的な区分は以下のとおりです。

1. AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等
2. 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施
3. 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等

詳細については、第2期中長期目標をご覧ください。

(参照:<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

4. 中長期計画及び年度計画

第2期中長期計画(令和2年4月～令和7年3月)に掲げる項目は、次の表のとおりです。令和2年度を含む各年度の年度計画においては、第2期中長期計画に掲げる令和7年までの目標等を達成するための研究開発事業等を推進することが定められています。

表 第2期中長期計画及び令和2年度計画の内容(概要)

I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割	
II. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療に関する研究開発のマネジメント ② 研究不正防止の取組の推進 ③ 研究データマネジメント ④ 実用化に向けた支援 ⑤ 国際戦略の推進
(2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 医薬品プロジェクト ② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト ③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト ④ ゲノム・データ基盤プロジェクト ⑤ 疾患基礎研究プロジェクト ⑥ シーズ開発・研究基盤プロジェクト
(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等 ② 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等 ③ 新型コロナウイルスワクチンの開発支援
(4) 疾患領域に関連した研究開発	
III. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 業務改善の取組に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 組織・人員体制の整備 ② PDCA サイクルの徹底 ③ 適切な調達の実施 ④ 外部能力の活用 ⑤ 業務の効率化
(2) 業務の電子化に関する事項	
IV. 財務内容の改善に関する事項	
(1) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
(2) 短期借入金の限度額	

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
(4) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（記載事項なし）	
(5) 剰余金の使途	
V. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制に係る体制の整備	
(2) コンプライアンスの推進	
(3) 情報公開の推進	
(4) 情報セキュリティ対策の推進	
(5) 職員の意欲向上と能力開発等	
(6) 施設及び設備に関する計画	
(7) 職員の人事に関する計画	① 人材配置 ② 人材育成
(8) 中長期目標の期間を超える債務負担	
(9) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に関する事項	

詳細については、第2期中長期計画及び令和2年度の年度計画をご覧ください。

(参照：<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

AMED の役員、職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項について、主務大臣は内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣となっており、その状況は次のとおりです。

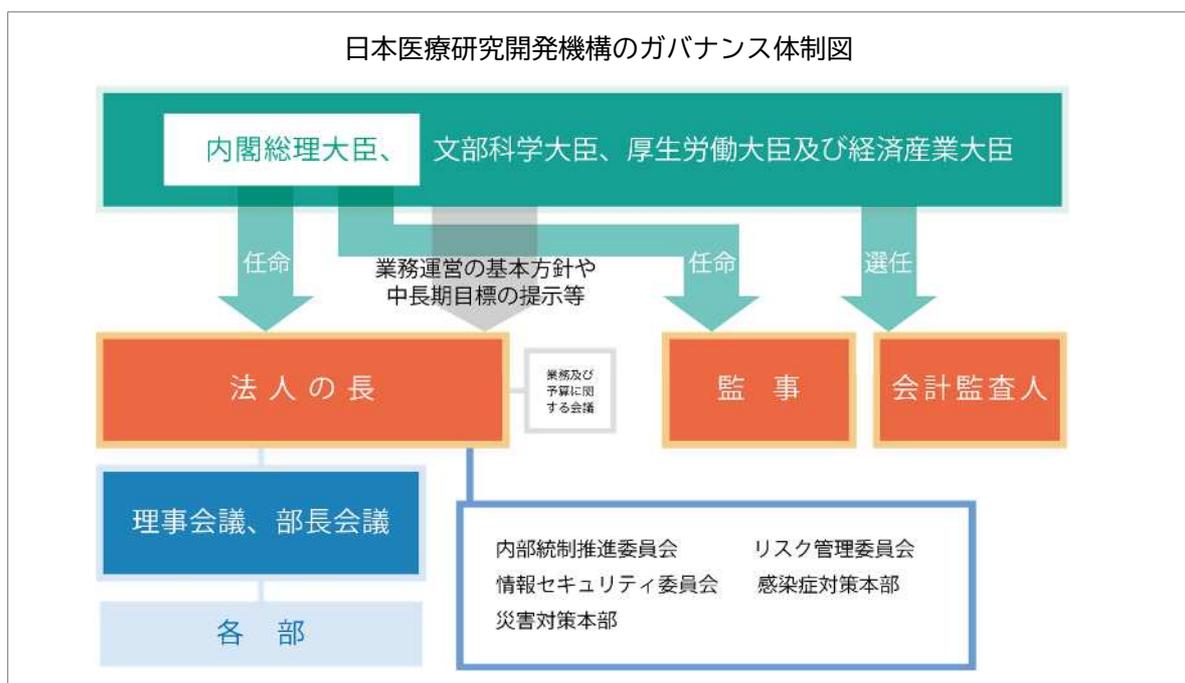
業務内容	主務大臣
1 役員の任命、解任	内閣総理大臣
2 中長期目標の提示	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
3 運営費交付金の交付	文部科学大臣
4 補助金の交付	文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。

機構は内閣総理大臣が任命する法人の長のもと、主務大臣が策定した中長期目標等の指示等に基づいて業務を執行し、事業年度毎に評価を受けています。また、内閣総理大臣が任命する監事が機構の業務の監査及び主務大臣が選定する会計監査人の会計監査を受けています。

AMED のミッションを効率的かつ効果的に達成するための体制を確保するため、AMED の業務運営に関する重要事項について、必要な連絡及び調整を行うため部長会議、AMED の運営及び業務の執行に関する重要事項の審議及び報告の聴取を行うことにより、その適切な執行を確保することを目的として理事会議、業務の執行状況及び支出予算の執行状況等を把握するための、業務及び予算に関する会議等を設置しています。また、内部統制推進委員会等、目的に応じて各種の委員会等を設置しております。



なお、国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書の内部統制に関する基本方針において、「機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図る」と定めております。

(2)内部統制等の運用に関する情報

①内部統制に関する事項 業務方法書：第17条

内部統制については、AMED の中長期目標に基づき法律及びこれに基づく命令等並びに AMED における各種規程等及びこれらに関連する通知を遵守しつつ業務を行い、AMED のミッションを有効かつ効率的に遂行するため、内部統制推進委員会の設置、内部統制を担当する役員の指定、内部統制を推進する部門の指定、研修の実施等について、「内部統制推進規程」で定めています。

同規程に基づき、設置した「内部統制推進委員会」において、内部統制推進に係る体制を整備するため「内部統制の推進に係る基本方針」を整備しています。

(内部統制の推進に係る基本方針)

1. 役職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制
2. 役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. リスクの管理に関する規程その他の体制
4. 役職員の職務が効率的に行われることを確保するための体制
5. 業務の適正を確保するための体制

(令和2年度の実績)

- ・「内部統制推進委員会」を2回開催
 - ・例規等の制定、見直し等の実施
 - ・コンプライアンス研修の実施(のべ421人参加)
 - ・コンプライアンス意識向上のための冊子の配布
 - ・法人文書・個人情報保護に関する研修を実施(各のべ618人参加)
 - ・「情報セキュリティ委員会」を1回開催
 - ・「リスク管理委員会」を5回、「感染症対策本部」を2回開催
 - ・「理事会議」を35回、「部長会議」を53回、「契約監視委員会」を3回開催
 - ・内部統制に関するモニタリングを実施(「業務記述書、業務フロー図、リスクコントロールマトリクス(RCM)」及び「管理部門内部統制チェックリスト」を年度更新した上でモニタリング)
 - ・内部監査の実施
 - ・監事のモニタリング
- 等を行いました。

②リスク管理に関する事項 業務方法書：第18条

リスク管理については、AMED のミッション遂行の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、その当該リスクへの適切な対応を可能とするため「リスク管理規程」を整備しています。同規程に基づき、リスク管理の検討、審議等を行うため「リスク管理委員会」を設置しており、適切に開催しながら、リスクの発生の防止又は発生した場合の損失の最小化を図っています。

リスク管理委員会は、四半期毎に開催し、顕在化したリスクの評価・検証を行い、再発防止を図っています。特に、「情報セキュリティインシデント発生」及び「個人情報の漏えい等」については、重点的に発生防止及び発生した場合の損失の最小化に努めています。また、委員会において、重大なリスクと判断した事案は、再発防止策と実施状況について定期的な報告を求めることにより、再発防止策が適正かつ継続的に実施されリスクが防がれているか確認を行なっています。

なお、事故・災害等の救急時には、災害対策規程、感染症対策本部の設置に関する規則等を踏ま

え、対応を行います。

<個人情報の漏えい等>

各業務に関わる保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損のリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの不正アクセスや持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の漏えい等を未然に防止するため、当該個人情報及びリスクの管理事項、体制整備、対応方針などを柱とした「個人情報保護規則」、「情報セキュリティポリシー」及び「リスク管理規程」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングや教育研修などを通じ徹底した管理に努めています。

(令和2年度の実績)

- ・「リスク管理委員会」を5回(定期開催4回、臨時1回)開催
- ・不正アクセスによる個人情報流出の可能性が判明後、臨時リスク管理委員に報告、総務省行政管理局・主務省庁に報告、AMED職員にお知らせ、AMEDのHPへの掲載を行った。
- ・ハラスメントの発生防止のため、職員の意識徹底を図るための研修の実施
- ・「感染症対策本部の設置に関する規程」を新設、感染症対策本部2回開催
- ・機構内の新型コロナウイルスに関連する対応を感染症対策本部に報告

③情報セキュリティに関する事項 業務方法書：第21条

<情報セキュリティインシデント>

情報セキュリティポリシーについては、AMEDの情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な「情報セキュリティポリシー」を設定し、対応しております。

情報セキュリティインシデントの発生は、業務システムの安定運用だけでなく、事業運営全体に影響を与えかねない重大なリスクの一つと認識しています。政府統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」と、それに基づく各種業務マニュアルを定めるとともに、情報セキュリティに関する研修・訓練を実施することで、職員の情報セキュリティ意識の向上を図っています。

AMEDでは、情報セキュリティインシデントとは言えない軽微なレベルの情報セキュリティ事象でも、発見した職員が速やかにCSIRTに通報すること、また、その事象の概要をAMED全体で情報共有することを日頃から実践しています。例えば、不審なメールを受信した、あるいはメールを誤送信したといった事象は、軽微なものでも通報することが定着してきており、それに対して、適時、全職員へのメールでの注意喚起等を行っています。このような日常の取組を通じ、情報セキュリティインシデントが発生した場合でも、適切な対応が迅速にとれるよう努めています。

<個人情報保護>

個人情報保護については、AMEDの業務の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報保護規則」を制定し、対応しております。

各業務に関わる保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損のリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの不正アクセスや持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の漏えい等を未然に防止するため、当該個人情報及びリスクの管理事項、体制整備、対応方針などを柱とした「個人情報保護規則」、「情報セキュリティポリシー」及び「リスク管理規程」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングや教育研修などを通じ徹底した管理に努めています。

(令和2年度の実績)

- ・情報セキュリティに関する研修の実施(のべ3,724人参加)
- ・「情報セキュリティ委員会」を1回開催
- ・個人情報保護に係る点検を実施
- ・個人情報保護に関する教育研修の実施(のべ618人参加)

令和2年度に発生した情報セキュリティインシデント

令和2年12月に、人事関連システムの保守用端末にサイバー攻撃があり、当該端末に保存されていた機構の役職員、退職者、派遣職員の個人情報(約1,400件)が漏えいした可能性があるという不正アクセス事象が発生しました。関連する端末、サーバそれぞれの通信の遮断、同システムの使用停止、関係省庁への報告、調査等を迅速に実施しました。その調査の結果、この不正アクセスが保守用端末以外に拡大したという証拠は見つからず、被害は上述の範囲にとどまったと推定しております。このため、再発防止策を講じ、監視体制を強化した上で、当該システムを2月に再稼働させています。更に、当該システムを新規サーバに再構築し、残存リスクのない状態(完全復旧)とする予定です。

④運用資金の管理

資金運用については取扱い規則を整備し、元本回収の安全性及び確実性を最優先とした譲渡性預金を選定しています。

⑤監事監査・会計監査人監査・内部監査 業務方法書第22条、第23条

監事は、AMEDの業務に関する監査を行います。監査の結果は、監査報告書として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)に提出されます。なお、監査の結果に基づき、必要があるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、AMEDは、監事の監査とは別に、独法通則法により、会計監査人の監査を受けなければなりません。監査の結果は、会計監査報告書として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣に提出されます。

さらに、監査室は、AMEDの業務に関し、業務の運営が合規性の観点から法令等に準拠し適正に行われているかどうか等について、内部監査を実施します。監査の結果及びその結果に対する改善状況は、監査報告書として理事長に報告します。令和2年度の内部監査(内部監査規程及びその他の規程に基づく監査)は、業務方法書の実施状況等を実施し、適正に運用されていることを確認しました。

⑥入札及び契約に関する事項 業務方法書第25条

AMEDは、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置して、独法の契約状況の点検・見直しについて(閣議決定)等に基づき、入札及び契約手続等の点検・見直し等を行います。また、物品又は役務等の調達に係る競争契約原則の徹底及び入札の適正を期する等のため契約審査委員会を設置しています。

令和2年度においては、契約監視委員会を3回開催し、調達実績の点検・見直しを行いました。また、契約審査委員会を2回開催しました。

⑦中長期計画等の進捗管理 業務方法書第16条

中長期計画及び年度計画における業務の質の向上及び業務の効率化に関する項目の着実な達成に資すること等を目的として「中長期計画及び年度計画の執行管理に関する規則」を制定、同規則に基づき、業務及び予算に関する会議、又は部長会議において、業務の執行状況及び支出予算の執行状況等を把握、検討その他の措置が必要と認める場合は、当該措置を指示するものとしています。令和2年度は、業務の進捗状況等の把握のために、業務及び予算に関する会議を2回、支出予算の執行状況等の把握を部長会議にて4回実施しました。

(3)役員等の状況

①役員

役職	氏名	任期	経歴	
理事長	三島 良直	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	昭和50年3月	東京工業大学大学院理工学研究科修士課程修了
			昭和54年8月	University of California, Berkeley 大学院材料科学専攻 博士課程 修了
			平成9年4月	東京工業大学 教授(大学院総合理工学研究科材料物理学専攻)
			平成24年10月	東京工業大学学長(平成30年3月まで)
			平成31年4月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)技術戦略研究センター センター長
理事	城 克文	令和2年8月8日～ 令和4年3月31日	平成元年3月	東京大学法学部卒業
			平成元年4月	厚生省入省
			平成23年7月	内閣府参事官(社会システム担当)
			平成25年7月	厚生労働省医政局経済課長
			平成28年6月	厚生労働省保険局総務課長
			令和元年7月	内閣官房内閣審議官(内閣官房健康・医療戦略室次長)
監事	稲葉 カヨ	令和2年9月1日～ 中長期計画最終年度に ついての財務諸表承認 日	昭和53年3月	京都大学大学院理学研究科博士課程修了
			平成11年4月	京都大学大学院生命科学研究科教授
			平成15年4月	京都大学大学院生命科学研究科長 京都大学女性研究者支援センター長
			平成19年10月	京都大学女性研究者支援センター長
			平成26年4月	京都大学男女共同参画推進本部長
			平成26年10月	京都大学理事・副学長
監事	白山 真一	令和2年9月1日～ 中長期計画最終年度に ついての財務諸表承認 日	昭和60年3月	慶應義塾大学 商学部卒業
			昭和60年4月	大東京火災海上保険株式会社入社
			平成3年10月	中央新光監査法人入所
			平成15年6月	中央青山有限責任監査法人 パートナー
			平成17年9月	中央大学専門職大学院国際会計研究科修了
			平成19年8月	有限責任監査法人トーマツ パートナー
			平成24年3月	慶應義塾大学大学院 商学研究科 後期博士課程 単位取得退学
			令和元年10月	上武大学 ビジネス情報学部 教授

②会計監査法人

EY 新日本有限責任監査法人

(4) 職員の状況

常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む)及び平均年齢並びに法人への出向者数

常勤職員の数	391名(前事業年度末比3名増)
平均年齢	49.1歳
法人への出向者数	170名

(5) 重要な施設等の整備等の状況

国内には、東京都千代田区に本部、東京都中央区に東日本統括部及び大阪府大阪市に西日本統括部、海外には、ワシントン D.C.事務所、ロンドン事務所がありますが、いずれも賃貸であり所有する施設はありません。

(6) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	109,625	38,000	0	147,625
資本金合計	109,625	38,000	0	147,625

(注) 当期増加額は、政府出資金増加によるものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和2年度においては、目的積立金の申請は行っておりません。

(7) 財源の状況

令和2年度の法人単位の収入決算額は 264,343 百万円であり、その大半が国からの財政措置である運営費交付金、政府出資金及び国庫補助金となります。

なお、その他の収入については過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等であり、将来的に国庫納付するものとなります。

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	5,925	2.2
政府出資金	38,000	14.4
国庫補助金	216,300	81.8
その他の収入	3,407	1.3
寄附金収入	461	0.2
受託等収入	249	0.1
合計	264,343	100.0

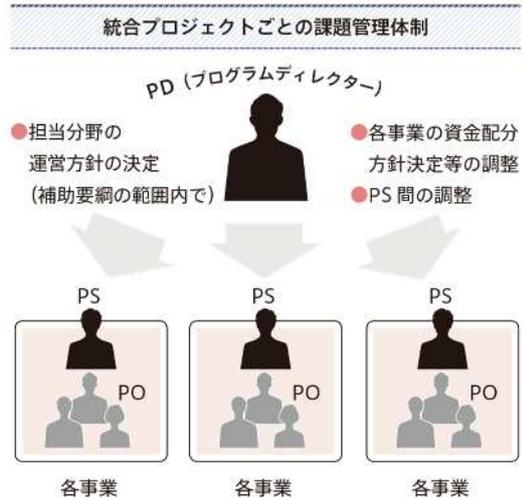
(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

6. 業績の適正な評価の前提情報

令和2事業年度のAMEDの各業務についてのご理解とその評価に資するため、以下に各統合プロジェクト及び主な事業の概要を示します。

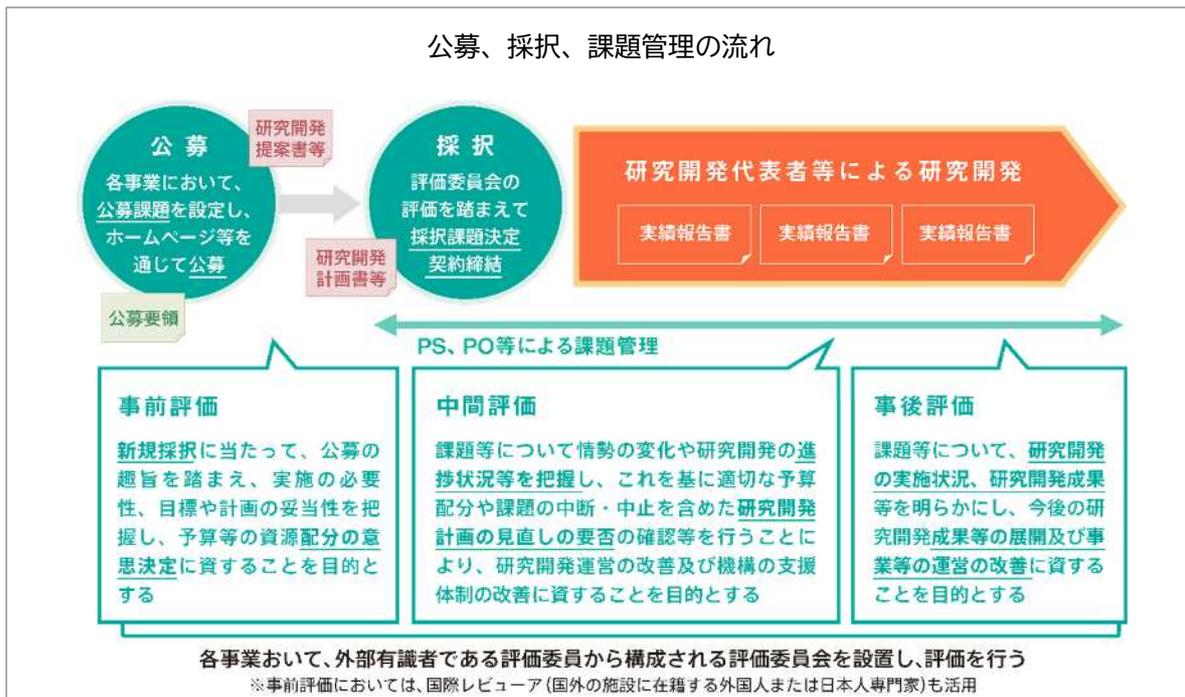
① AMEDにおける事業運営

AMEDでは、研究分野に関して優れた学識経験や研究開発の実績等を有し、研究開発課題の評価及び業務運営に関して見識を有する専門家をPD(プログラムディレクター)/PS(プログラムスーパーバイザー)/PO(プログラムオフィサー)として配置しています。PD/PS/POは協力して、統合プロジェクト全体の課題を把握し、担当する統合プロジェクトの運営や統合プロジェクト間の協力の推進等の高度な専門的調整を行うとともに、優れた研究開発提案の評価・発掘や基礎研究の成果を臨床研究・実用化につなげる一貫した運営を行っています。



② 研究開発課題の採択から課題管理、評価について

各事業における研究開発課題の採択から進捗管理に関して、以下の流れで行っています。事前評価として採択課題を決定し、採択後は各事業のPSPOにより課題管理を行っています。各研究開発課題の進捗状況、成果を把握し、中間評価、事後評価を適切な時期に実施することで、今後の成果展開や事業等の運営へ反映します。



③ 6つの統合プロジェクトについて

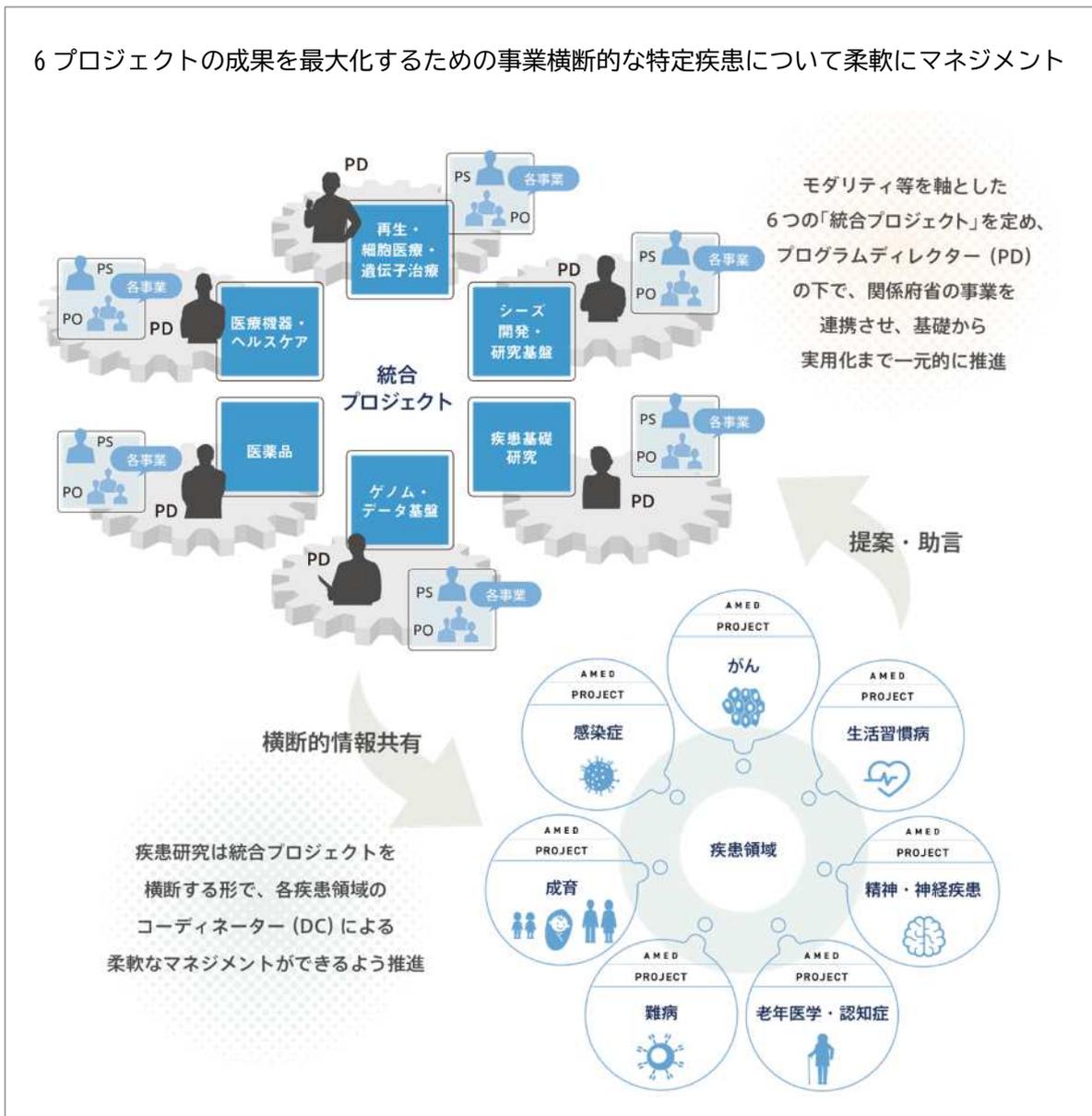
AMED では、第2期中長期計画において、下記の表の通り、モダリティ等を軸とした6つの「統合プロジェクト」を定めています。プログラムディレクター(PD)の下で、関係府省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進しています。詳細は、パンフレットをご確認ください。

AMED パンフレット(参照:<https://www.amed.go.jp/content/000071155.pdf>)

<p>1) 医薬品プロジェクト</p>
<p>医療現場のニーズに応える医薬品——その実用化のため創薬標的の探索から臨床研究まで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発を推進します。モダリティ創出の基盤となる研究開発やモダリティに関する技術・知見を疾患横断的に活用し、創薬研究開発に必要な支援基盤の構築を進めて、日本発の新薬創出を加速させます。新型コロナウイルス感染症へも引き続きしっかり対応してまいります。</p> <p>選択を厳正にピアレビューし、良好なプロジェクトの研究開発を加速するなど <small>※1 POC: Proof of Concept, 概念実証 ※2 死の谷: 新薬実用化に向けた応用研究段階の難関や確壁</small></p>
<p>2) 医療機器・ヘルスケアプロジェクト</p>
<p>基礎研究から実用化へ向けてフェーズをアップするため、ステージゲートを意識しながら、切れ目のない支援を推進します。産学官の協力体制のもと、AI・IoT 技術、計測技術、ロボット技術などを融合させた医療機器・システムやヘルスケアの研究開発を支援し、疾病の診断・治療・予防の向上、高齢者のQOL の向上を目指します。</p>
<p>3) 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト</p>
<p>再生・細胞医療の実用化に向けて、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的 iPS 細胞等を活用した難病等の病態解明・創薬研究および必要な基盤構築を進めます。また、遺伝子治療について、遺伝子導入技術や遺伝子編集技術に関する研究開発を行います。これらを進めるに当たっては、分野融合の研究開発、若手研究者の参画や国際共同研究の実施等を取り入れながら推進します。</p>
<p>4) ゲノム・データ基盤プロジェクト</p>
<p>バイオバンクやコホート、臨床研究等のゲノム・データ基盤の整備、全ゲノム解析等のデータの利活用により、ライフステージを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進し、ゲノム医療、個別化医療の実現を目指します。また、医療データを活用した新たな診断・介入法の実装に向けた研究、無形の医療技術や関連システムの改良を目指したデータ収集等の研究を行います。</p>
<p>5) 疾患基礎研究プロジェクト</p>
<p>医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行います。これらの研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けるとともに、臨床上の課題を取り込んだ研究開発を行うことにより、基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤を構築します。</p>
<p>6) シーズ開発・研究基盤プロジェクト</p>
<p>アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行うとともに、国際共同研究を実施し、臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けます。また、橋渡し研究支援拠点や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備します。</p>

④ 疾患領域に関連した研究開発

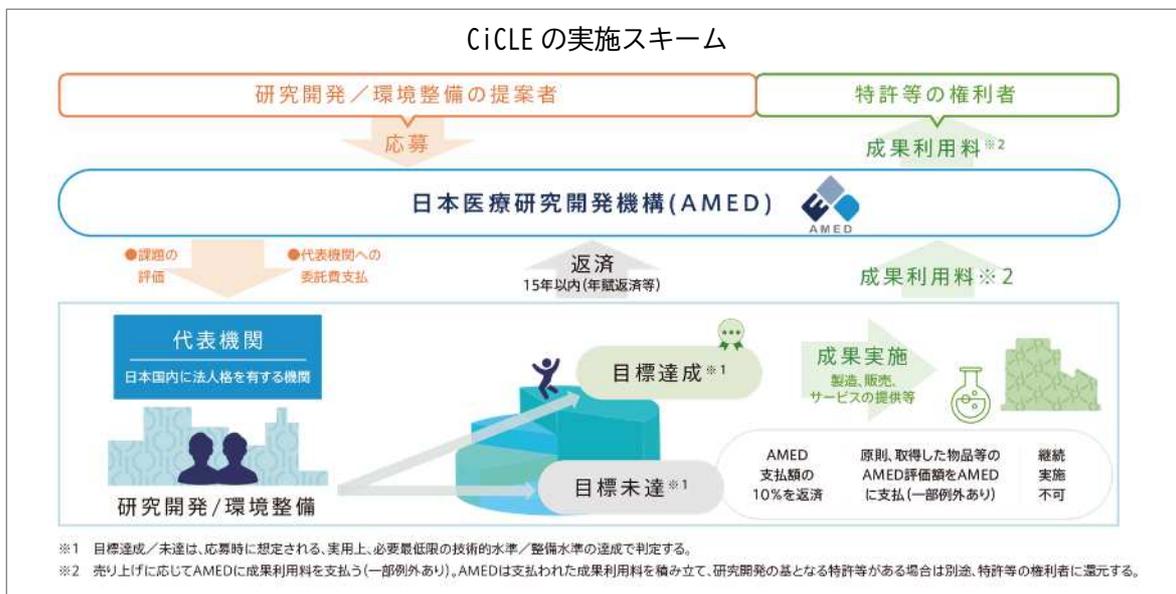
疾患研究については、統合プロジェクトを横断する形で、各疾患領域のコーディネーター(DC)による柔軟なマネジメントができるよう推進しています。また健康寿命延伸を意識し、「予防/診断/治療/予後・QOL」といった開発目的を明確にした技術アプローチを実施しています(7 ページ参照)。各統合プロジェクトを運営する事業部が、公募、審査、課題管理、評価等の執行実務を行います。研究開発統括推進室は、事業部下を併任する疾患領域コーディネーターの下で疾患ごとのマネジメントを支援します。



⑤基金等を活用した中長期的な研究開発の促進

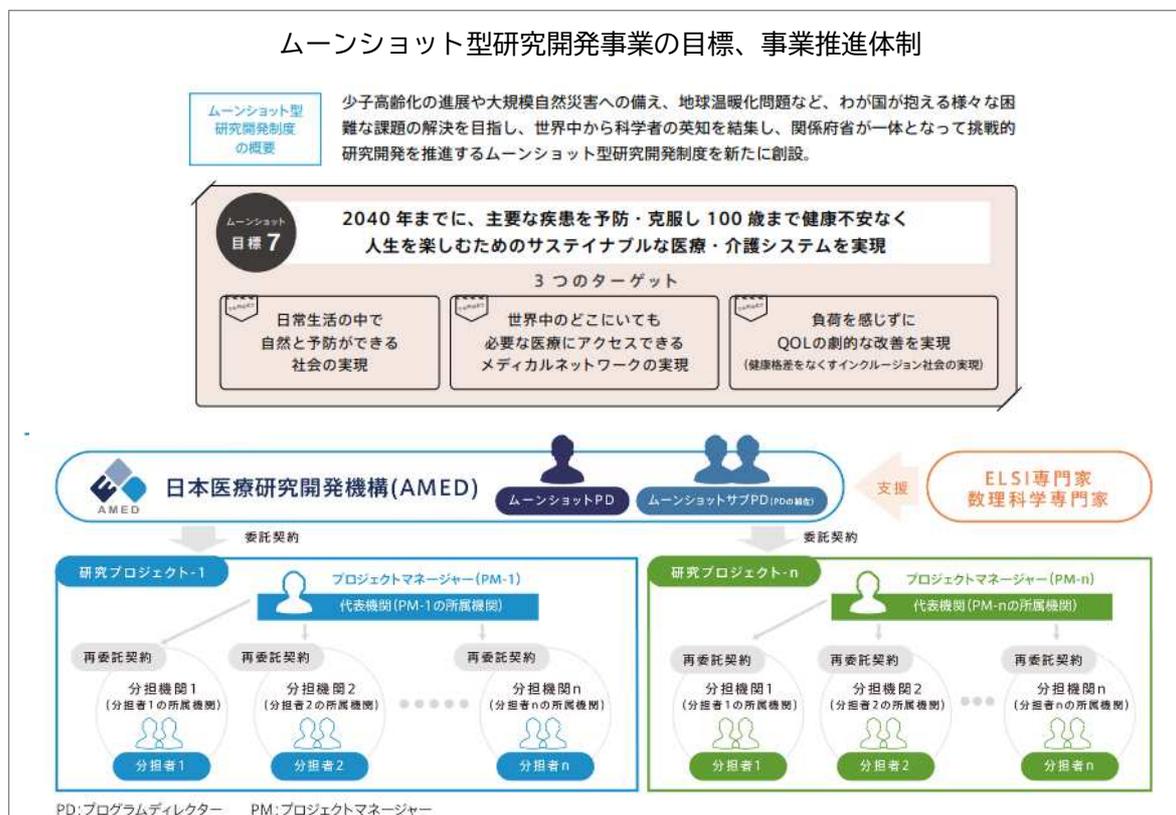
1) 医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)

革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けて、政府出資を活用し、産学官が連携して取り組む研究開発を支援し、またその環境の整備を促進します。



2) ムーンショット型研究開発事業

我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を推進する新たな事業です。本事業では、未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象として、研究開発を実施します。



7. 業務の成果と使用した資源の対比

(1)自己評価

AMED は、平成 27 年度の設立以降、「成果を一刻も早く実用化し患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指して、基礎から実用化までの一貫した医療研究開発の推進、その成果の円滑な実用化を図るとともに、研究開発環境の整備を総合的かつ効果的に行うためのさまざまな取組を役職員一体となって行ってきました。令和 2 年度の業務実績について、各業務(セグメント)毎の具体的な取り組み結果(自己評価委員会における評価結果であり、令和 3 年 6 月末に主務大臣に提出)と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。詳細については、令和 2 年度の業務実績に係る自己評価報告書をご覧ください。(参照:<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

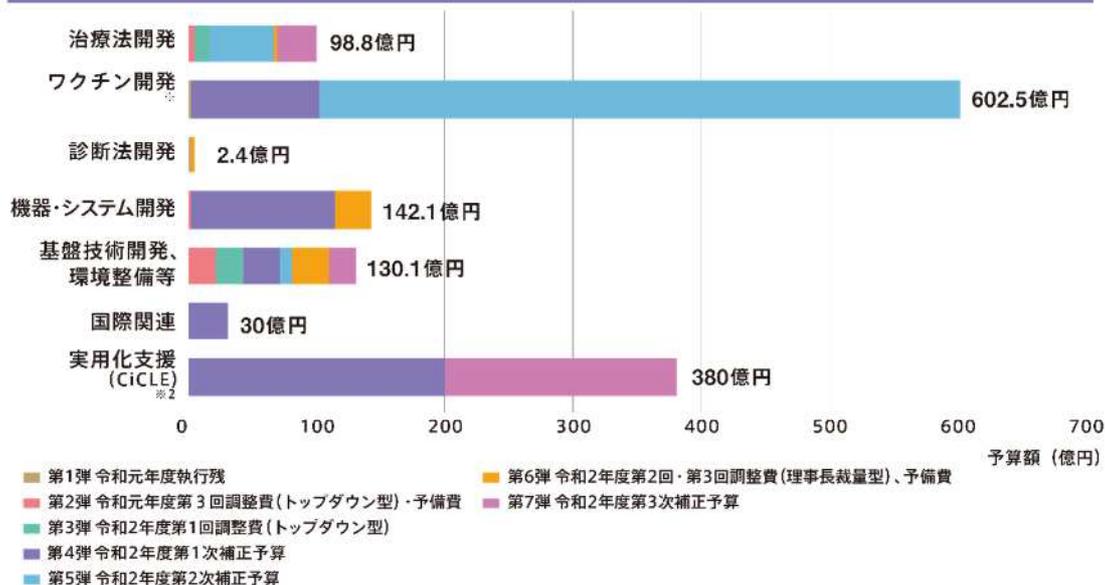
第2期中長期目標		自己評価	行政コスト
I.(1)AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等	①医療に関する研究開発マネジメントの実現	A	1,229,264 千円
	②研究不正の取組の推進		
	③研究データマネジメント		
	④実用化へ向けた支援		
	⑤国際戦略の推進		
I.(2)基礎研究から実用化へ一貫して繋ぐプロジェクトの実施	まとめ	A	166,087,256 千円
	①医薬品プロジェクト	s	
	②医療機器・ヘルスケアプロジェクト	a	
	③再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	a	
	④ゲノム・データ基盤プロジェクト	a	
	⑤疾患基礎研究プロジェクト	s	
I.(3)基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等	まとめ	A	4,641,361 千円
	①政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等	a	
	②健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等	a	
I.(4)疾患領域に関連した研究開発	-	A	I.(2)の内数
II.業務運営の効率化に関する事項	① 組織組織・人員体制の整備	B	3,658,285 千円
	②PDCAサイクルの徹底		
	③適切な調達の実施		
	④外部能力の活用		
	⑤業務の効率化		
	⑥業務の電子化に関する事項		
III.財務内容の改善に関する事項	(1)運営費交付金の適切な執行に向けた取組	B	
	(2)保有資産の処分等		
IV.その他業務運営に関する事項	(1)内部統制に係る体制の整備	B	
	(2)コンプライアンスの推進		
	(3)情報公開の推進等		
	(4)情報セキュリティ対策の推進		
	(5)職員の意欲向上と能力開発等		

【自己評価について】S:特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。A:顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。B:成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。C:より一層の工夫、改善等が期待される。D:抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策にかかる研究開発の推進

AMEDでは、COVID-19の拡大を受け、治療法、ワクチン、診断法、機器・システム開発、基盤技術開発、環境整備等、さまざまな支援を行ってきました。令和3年3月時点におけるAMEDの支援状況は以下の通りです。

新型コロナウイルス感染症対策に係る研究開発等の支援状況
政府における予算額1,930億円のうち、AMED経費1,386億円



注：複数の分類に関連する予算は、主なものに分類。
 ※1：ワクチン開発のうち500億円は、基金事業を造成し複数年度で執行。
 ※2：政府からの出資金を基に、新たな医薬品、医療機器等の実現を目指す事業 (CiCLE：医療研究開発革新基盤創成事業) のことであり、複数年度で執行。

分類	予算の種類	予算額 (億円)
治療法開発	第1弾 令和元年度執行残	0.9
	第2弾 令和元年度第3回調整費 (トップダウン型)	3.5
	第3弾 令和2年度第1回調整費 (トップダウン型)	12
	第5弾 令和2年度第2次補正予算	50
	第6弾 令和2年度第2回調整費 (理事長裁量型)	0.4
	令和2年度第3回調整費 (理事長裁量型)	2
	第7弾 令和2年度第3次補正予算	30

分類	予算の種類	予算額 (億円)
ワクチン開発	第1弾 令和元年度執行残	2.5
	第4弾 令和2年度第1次補正予算	100
	第5弾 令和2年度第2次補正予算	500

分類	予算の種類	予算額 (億円)
診断法開発	第1弾 令和元年度執行残	1.2
	第6弾 令和2年度第2回調整費 (理事長裁量型)	1.2

分類	予算の種類	予算額 (億円)
機器・システム開発	第2弾 令和元年度予備費	3.1
	第4弾 令和2年度第1次補正予算	110
	第6弾 令和2年度第2回調整費 (理事長裁量型)	10
	令和2年度予備費	19

分類	予算の種類	予算額 (億円)
基盤技術開発、環境整備等	第2弾 令和元年度第3回調整費 (トップダウン型)	21.5
	第3弾 令和2年度第1回調整費 (トップダウン型)	20.5
	第4弾 令和2年度第1次補正予算	28.6
	第5弾 令和2年度第2次補正予算	9.4
	第6弾 令和2年度第2回調整費 (理事長裁量型)	25.1
	令和2年度第3回調整費 (理事長裁量型)	3
	第7弾 令和2年度第3次補正予算	22

分類	予算の種類	予算額 (億円)
国際関連	第4弾 令和2年度第1次補正予算	30

分類	予算の種類	予算額 (億円)
実用化支援 (CiCLE)	第4弾 令和2年度第1次補正予算	200
	第7弾 令和2年度第3次補正予算	180

総額	1,385.9
----	---------

新型コロナウイルス感染症対策の補正予算等にて、延べ約 300 課題(令和3年1月現在)を支援してきました。



AMED における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連の研究開発支援状況については、以下を参照ください。

(参照: <https://www.amed.go.jp/news/topics/covid-19.html>)

(2) 当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

令和2年度は、当中長期期間における初年度に該当するため、当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定はありません。

8. 予算と決算との対比

(法人単位決算報告書)

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額	差異理由
収入				
運営費交付金	5,925	5,925	-	
政府出資金	38,000	38,000	-	
医療研究開発推進事業費補助金	176,784	155,121	21,663	(注 1)
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	9,192	8,999	193	
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	2,140	1,980	160	
革新的研究開発推進基金補助金	50,200	50,200	-	
その他の収入	-	3,407	△3,407	(注 2)
寄附金収入	461	461	-	
受託等収入	282	249	33	(注 3)
計	282,985	264,343	18,642	
支出				
一般管理費	3,894	3,642	251	
人件費	1,300	1,260	40	
物件費	2,549	2,341	208	
公租公課	45	41	4	
事業費	15,513	14,523	991	
物件費	15,513	14,523	991	
医療研究開発推進事業費	176,784	152,342	24,443	(注 1)
保健衛生医療調査等推進事業費	9,192	8,815	378	
中小企業医療研究開発推進事業費	2,140	1,805	335	(注 1)
受託等経費	282	249	33	(注 3)
計	207,806	181,376	26,429	

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

予算と決算額との差額の説明

(注 1)次年度への繰越等のため

(注 2)過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等のため

(注 3)受託収入が減少したため

※詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

(参照：<https://www.amed.go.jp/koukai/teikyuu.html>)

9. 財務諸表 (要約した法人単位財務諸表)

(1)貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	184,634	流動負債	39,508
現金及び預金	12,379	固定負債	36,606
有価証券	171,800	資産見返負債	7,267
その他の流動資産	455	長期預り補助金等	28,773
固定資産	39,879	長期預り寄附金	212
有形固定資産	4,099	退職給付引当金	354
無形固定資産	1,025	負債合計	76,113
投資その他の資産	34,756	純資産の部	金額
開発委託金	23,337	資本金	147,625
開発委託金回収債権	10,803	政府出資金	147,625
敷金保証金	262	資本剰余金	266
退職給付引当金見返	354	利益剰余金	509
		当期未処分利益	509
		純資産合計	148,400
資産合計	224,514	負債純資産合計	224,514

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(2)行政コスト計算書

(単位：百万円)

項目	金額
I 損益計算書上の費用	175,616
業務費	169,952
一般管理費	3,633
雑損	2,005
臨時損失	25
法人税、住民税及び事業税	0
II その他行政コスト	0
III 行政コスト	175,616

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(3)損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用 (A)	175,590
業務費	169,952
人件費	2,683
研究委託費	159,451
業務委託費	1,888
減価償却費	2,567
その他	3,363
一般管理費	3,633
人件費	1,754
業務委託費	508
減価償却費	42
その他	1,327
雑損	2,005
経常収益 (B)	175,960
運営費交付金収益	5,302
補助金等収益	165,346
寄附金収益	163
受託業務収入	249
その他	2,877
財務収益	3
雑益	2,021
臨時損益 (C)	136
その他調整額 (D)	3
当期総利益 (B-A+C+D)	509

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(4)純資産変動計算書

(単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	109,625	266	4,436	114,327
I 資本金の変動	38,000			38,000
II 資本剰余金の変動		△0		△0
III 利益剰余金の変動			△ 3,927	△ 3,927
利益の処分			△ 4,432	△ 4,432
その他			506	506
当期変動額合計	38,000	△0	△ 3,927	34,073
当期末残高	147,625	266	509	148,400

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(5)キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

項目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	41,415
人件費支出	△ 4,774
運営費交付金収入	5,925
補助金等収入	216,300
寄附金収入	461
受託収入	249
その他収入	3,069
国庫納付金支出	△ 4,432
その他支出	△ 175,384
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 80,093
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	38,000
IV 資金に係る換算差額 (D)	0
V 資金増加額 (又は減少額 Δ) (E=A+B+C+D)	△ 679
VI 資金期首残高 (F)	13,057
VII 資金期末残高 (G=E+F)	12,379

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

※詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(参照：<https://www.amed.go.jp/koukai/teikyou.html>)

10. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和2年度末現在の資産合計は 224,514 百万円と、前年度比 84,744 百万円増(60.6%増)となっています。これは、主として有価証券が前年度比 78,850 百万円増加したことによります。

(負債)

令和2年度末現在の負債合計は 76,113 百万円と、前年度比 50,671 百万円増(199.2%増)となっています。これは、主として預り補助金等が前年度比 29,996 百万円および長期預り補助金等が前年度比 20,773 百万円増加したことによります。

(2) 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは 175,616 百万円となっています。前年度比 33,736 百万円増(23.8%増)となっています。これは主として業務費が前年度比 37,953 百万円増加し、臨時損失が 3,801 百万円減少したことによります。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和2年度の経常費用は 175,590 百万円と、前年度比 37,537 百万円増(27.2%増)となっています。これは、主として業務費の内、研究委託費が前年度比 39,234 百万円増加したことによります。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は 175,960 百万円と、前年度比 34,390 百万円増加(24.3%増)となっています。これは、主として補助金等収益が前年度比 38,970 百万円増加したことによります。

(当期総利益)

上記経常損益の状況及び臨時損益の結果、令和2年度の当期総利益は 509 百万円と、前年度比 146 百万円減(22.3%減)となっています。

(4) 純資産変動計算書

(資本金)

令和2年度末現在の資本金は 147,625 百万円と、前年度比 38,000 百万円増(34.7%増)となっています。これは、政府出資金の増資によります。

(利益剰余金)

令和2年度末現在の利益剰余金は 509 百万円と、前年度比 3,927 百万円減(88.5%減)となっています。これは、主として国庫納付金の納付 4,432 百万円をしたことによります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 41,415 百万円と、前年度比 37,599 百万円の資金増となっています。これは、主として補助金等収入が前年度比 75,210 百万円増加したこと、業務活動に伴うその他経費支出が前年度比 35,120 百万円増加したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△80,093 百万円と、前年度比 38,348 百万円の資金減となっています。これは、主として有価証券の取得による支出が前年度比 425,850 百万円増加し、有価証券の償還による収入が 385,950 百万円増加したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 38,000 百万円と、前年度比 41,476 百万円の資金増となっています。これは、政府出資金収入が 38,000 百万円増加したこと、不要財産に係る国庫納付等による支出が 3,476 百万円減少したことによります。

11. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	現金、1年以内に満期の到来する預金
有価証券	譲渡性預金等
その他の流動資産	前払費用、賞与引当金見返等
有形固定資産	建物、工具器具備品
無形固定資産	商標権、ソフトウェア
開発委託金	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第1項第1号に規定する医療分野の研究開発のうち、医療分野研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム及び医療研究開発革新基盤創成事業として企業等に委託し、支出した金額
開発委託金回収債権	開発委託金のうち、研究開発の成功・不成功等に応じて企業等より返還されることが確定した金額
退職給付引当金見返	退職給付引当金の繰入に対応する額
流動負債	預り補助金等、未払金等
資産見返負債	固定資産(償却資産等)の取得額のうち運営費交付金、補助金等に対応する額
退職給付引当金	退職給付に係る引当金
長期預り補助金等	翌事業年度以降の特定の事業に充てるため特別の資金として保有することを目的として交付を受けた補助金
長期預り寄附金	翌事業年度以降の特定の事業に充てるための寄附金
政府出資金	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	資本金及び利益剰余金以外の資本の額
利益剰余金	業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	行政コストのうち、損益計算書に計上される費用
その他行政コスト	行政コストのうち、AMEDの会計上の財務的基礎が減少する取引に相当するものであるが、損益計算書に計上されないもの

③ 損益計算書

業務費	業務に要した費用
人件費	給与、賞与、法定福利費等、職員等に要する費用
減価償却費	固定資産の取得原価を耐用年数にわたって配分した費用
運営費交付金収益	運営費交付金を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
補助金等収益	補助金等を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
臨時損益	国庫納付金、固定資産売却益、固定資産除却損等
その他の調整額	法人税、住民税及び事業税

④ 純資産変動計算書

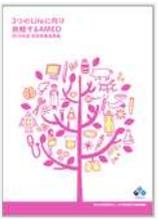
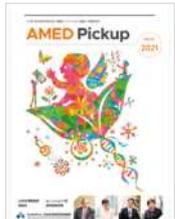
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、運営費交付金収入、補助金等収入、業務収入、その他の経費支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	政府出資金収入等が該当

(2) 主な広報活動

AMED に関する基本的情報、研究開発事業の成果や AMED の取組について、ホームページ、メールマガジン、YouTube、twitter パンフレット・成果集等の刊行物等の多様なツールを活用し、理事長記者説明会やシンポジウム・成果報告会等の様々な機会を捉えて、広報活動を積極的に展開しました。特に新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の研究開発推進にかかる情報については、積極的に発信しました。

AMED ホームページ	YouTube AMED チャンネル	ツイッター
		
<p>https://www.amed.go.jp/index.html</p>	<p>https://www.youtube.com/channel/UC1_aQ4jC_rWyF8DFd1Q SgZA</p>	<p>アカウント AMED_officialGL AMED_officialJP</p>
AMED 記者説明会		
<p style="text-align: center;">第2回理事長記者説明会の様子: COVID-19 研究について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>		
<p>AMED 支援の COVID-19 関連研究開発の成果について、研究者の先生にご説明いただきました。 (参照: https://www.amed.go.jp/news/topics/covid-19.html)</p>		
AMED 総合パンフレット等		
総合パンフレット	成果集	AMED Pickup
		
<p>AMED 総合パンフレットや各事業のパンフレット、成果集、AMED Pickup は、下記よりご覧になれます。 (参照: https://www.amed.go.jp/pr/pamphlet.html) 令和 2 年度に AMED の取り組みや研究成果をお知らせする“AMED Pickup”を創刊しました。令和 2 年度日本医療研究開発大賞 AMED 理事長賞受賞者と三島理事長の座談会内容が掲載されています。</p>		
AMED メールマガ		
<p>AMED の活動状況はじめ、公募、調達、研究公正 (RIO) など、さまざまな情報についてお知らせするメールマガジンを発行しています。(参照: https://www.amed.go.jp/pr/mailmagazine.html)</p>		